

第五十回 帝國議會 貴族院 輸出組合法案外一件特別委員會會議事速記録第三號

大正十四年三月六日(金曜日)午前十時十分開會

○委員長(伯爵川村鐵太郎君) ソレデハ是カラ開會イタシマス、前會ニ於テ二十八條マデ濟ミマシタカラ二十九條ヨリ今日ハ質問ヲ始メマス、二十九條カラ三十六條迄オヤリニナツテハドウデゴザイマセウカ、少シ多ウゴザイマスケレドモ...

○今井五介君 三十七條... ○委員長(伯爵川村鐵太郎君) 或ハ二十九條カラ三十條マデオヤリニナツテ、ソレカラ、三十三條カラ今度ハ... ○藤田四郎君 聯合會ト云フモノ、目的ハ一體ドウ云フ重ナコトニナルデスカ

○政府委員(三土忠造君) 聯合會ハ他ノ組合ト同ジヤウニ、各組合ノ共通ノ色マナ検査トカ、事業ノ經營トカニ付テ申合セヲスルヤウナ、各組合バカリデナシニ、若干ノモノヲ合セマシテ聯合會ヲ組織スルコトニナリマス、總テサウ云フコトニナツテ居リマス

○藤田四郎君 チョット二十九條ニアリマスル所屬ノ工業組合トアル、例ヘバ織物ナラ織物ダケノ各組合ガヤルト云フダケデ、外ノモノトハヤラナイノデスナ ○政府委員(三土忠造君) 法律デハ全國一ツノ聯合會ガ出來ル譯デアリマス

○藤田四郎君 各種ノ工業デモ ○政府委員(三土忠造君) 各種ノ工業デモ宜シイ ○藤田四郎君 サウスト織物ナラ織物ダケノ工業組合聯合會ト云フモノト、ソレカラ各種工業聯合會ト二色出來ル譯デスナ

○政府委員(三土忠造君) サウデス ○藤田四郎君 空想デゴザイマスガ何シデゴザンセウカ餘リサウシタラ煩雜ニナルコトハゴザンセンデセウカ、一種ナラ一種トカ又今日織物ト或ハソレニ似寄タモノトナラ宜シウゴザイマスケレドモ、サウデナクヤルコトニナルト、其爲ニ非常ノ煩雜ヲ起スコトハナイデセウカ

○政府委員(三土忠造君) 例ヘバ織物組合ハ織物ダケノ聯合會ガ出來マス、ソレカラ珓瑯鐵器ナラ珓瑯鐵器全部ノ聯合會ガ出來ル、其又一種ノ聯合會ガ出來ル、共同ノ利益増進トカ云フヤウナ目的ノ爲ニ或ハ資金ヲ貸シテ費ヒタイトカ... ○藤田四郎君 實際今ノ... 止サシタラドウデセウカ、ソレガアルト政府ガ煩雜デアルト思ヒマスノデスガネ、例ヘバ織物ト似寄タモノ、捺染ナラ捺染ヲ... 組合ニナルト云フコトヲ勅令デ定メルト云フコトハ宜シウゴザイマセウケレドモ、サウデナク各種選ツタ種類ノ工業ガ一所ニ聯合スルト云フコトハ、詰リ政府ニ運動スルコトハ不都合ト思ヒマス、ソレデナイト碌ナコトハ無イト思ヒマス、何カ勅令デ之ヲ制限スル途ヲ...

○政府委員(三土忠造君) 併シ其一面カラ言ヘバ弊害モアル、又聯合會ト云フモノハ共同ノ利益ト云フモノモ段々アルモノデアリマスカラ矢張り聯合會ヲ認メル以上ハ全國ヲ以テ一團トシタル各種工業ノ共通ノ聯合會ヲ認メルコトハ理窟トシテ當然デナイカト思ヒマス ○藤田四郎君 別ニ反對デヤゴザイマセヌ

ガ、實際此名前ヲ付ケルニシテモ... サウストドウ云フ名前ニナリマスデスカ、似寄タ工業ノ聯合組合ナラマダ宜シウゴザイマスガ、丸デ瀬戸物屋ト織物屋ト一所ト云フ組合ガ... ドウシテモ聯合會ト云フモノガ... 極ク少數ノ目的ノ外ニハ無イヤウニ思フノデスガ、一體... ヤラサナイ御方針デ已ムヲ得ナイモノハ農商務省ガ認可シテ與ヘル場合ニ讓ツタ方宜クハアリマセヌカ

○政府委員(三土忠造君) 例ヘバ金融ノ事トカ、或ハ全體ニ通ジタモノニ政府ガソレヲ諮問スルトカ、或ハ向フノ方カラ建議シテ來ルトカ、或ハ法律ノ改正トカ、色々ナ矢張り不便ナ問題ニ付キマシテ、全國共通ノ工業組合ヲ取扱フト云フト、共同ノ利益ノ爲ニ有ル方ガ宜クハナイカト思ヒマス、實際ハ非常ニ種々雜多ナモノガ一緒ニナツテ出來ルカ出來ヌカ分ラヌ、法律ニハ其途ヲ開イテ置クガ宜シイト云フノデ...

○藤田四郎君 此諮問セラル、ト云フコトハ隨時起ルコトト思ヒマス、此法律ノ法文ニハ諮問ト云フコトハ無イコトナシデスナ、ソレデサウ云フコトノ豫想マデ入レルコトノ必要ハナイカト思フノデスガネ、タツテ必要トスルト云フコトデゴザイマスレバ、別ニドウト云フノデヤナイノデス、唯事實之ヲ起サセル上ニ於テ煩雜ヲ來スコトハアリハセヌカト云フ懸念カラデアリマス、全部ノ工業ノ聯合組合ガ... 十ダケノ聯合會ガ出來、又六ダケノ聯合組合ガ出來ルヤウニナツテ來ルト云フコトハ非常ニ煩雜ニナリヤセヌカト思フノデスガ、省令ナリデ

ソレハ取締リヲ付ケテ實際御調ベノ上デ是ハ許ス、是ハ許サヌト云フコトヲ御決メニナルナラバ宜シウゴザイマスガ、大體サウ云フ聯合會ヲヤルト云フコトニナレバ隨分煩雜ダラウト思ヒマス ○政府委員(三土忠造君) 若シ弊害ガアレバ認可權ハ農商務省ガ握リテ居ル譯デスカラ認可シナイデモ宜シウゴザイマス ○藤田四郎君 認可權ハ無論アリマスケレドモ、大體ノ標準ヲ御定メニナルコトガ、必要デナイデセウカ、斯ウ思フノデス(聽取シ難シ)或ハ半分ヤツテ來ルコトモアラウシ、七割ヤツテ來ルコトモアラウシ、又ヤルト云フコトニナルト、各種ノ同業ト云フト三分ノ二デスカ...

○政府委員(三土忠造君) 三分ノ二デス ○藤田四郎君 三分ノ二ナラ三分ノ二ト云フモノデヤツテ來ルト今度ハ其中ノ撰リスグリシタモノノ聯合會モヤツテ來ヤセヌカト思ヒマス ○政府委員(三土忠造君) 三分ノ二デ押サヘテ居リマスカラ同一種類ノモノガサウ澤山出來ル譯ハナイト思ヒマス ○藤田四郎君 イヤ、私ノ申シマスノハ例ヘバ各種ノ工業ハ三分ノ二デスケレドモ、其中ノ十色トカ七色トカ、三分ノ二ノ數デヤツテ來ルト云フコトガ起ルデセウ...

○政府委員(三土忠造君) 第三十條ノ規定ニ依リマシテ「工業組合聯合會ヲ設立セムトスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ所屬ノ各組合及聯合會ニ於テ選任シタル創立委員ヲ以テ創立委員會ヲ開キ定款其ノ他必要ナル事項ヲ定メ役員ヲ選任シ行政官廳ノ認可ヲ

受クヘシトナッテ居リマシテ、各組合ガ聯合シテ創立委員會ヲ組織シテ、創立委員會

○藤田四郎君 其命令ノ定ムル所ヲ拵ヘ上

○藤田四郎君 是ハ別ニ質問ゴザイマセ

○委員長(伯爵川村鐵太郎君) 別ニ...

○藤田四郎君 モウ是ハ書類ヲ頂戴シテア

○委員長(伯爵川村鐵太郎君) 是ハ別ニ御

○藤田四郎君 是ハ別ニ質問ゴザイマセ

○藤田四郎君 是ハ別ニ質問ゴザイマセ

○藤田四郎君 是ハ別ニ質問ゴザイマセ

○藤田四郎君 是ハ別ニ質問ゴザイマセ

○委員長(伯爵川村鐵太郎君) ソレデハ三

○藤田四郎君 此過料デスガ、過料ノ釣合

○藤田四郎君 重要物産デハドレ程ニナ

○藤田四郎君 此中ノ過料金ヲ取ラレル事

○藤田四郎君 何處ガ違ッテ居リマスカ、若

○藤田四郎君 先刻申上デマシ

○藤田四郎君 何カ變リハゴザイマセヌ

○藤田四郎君 何カ變リハゴザイマセヌ

○藤田四郎君 何カ變リハゴザイマセヌ

○藤田四郎君 何カ變リハゴザイマセヌ

○藤田四郎君 宜シウゴザイマス、其次ヲ

○藤田四郎君 此四十三條ノ證票偽造トカ

○藤田四郎君 是モ重要物産同

○藤田四郎君 此法律ハイツ頃カラ之ヲ施

○藤田四郎君 準備ガ整ヒマシ

○藤田四郎君 唯承ッテ置クノデゴザイマ

○藤田四郎君 唯承ッテ置クノデゴザイマ

○藤田四郎君 唯承ッテ置クノデゴザイマ

○藤田四郎君 唯承ッテ置クノデゴザイマ

○藤田四郎君 唯承ッテ置クノデゴザイマ

○藤田四郎君 大凡デ宜シウゴザイマス、

○藤田四郎君 中央ガ二万八千

○藤田四郎君 總豫算ニ出テ居リマスカ

○藤田四郎君 マダ後ニ質問ガアリマスカ

○藤田四郎君 一應先ツ是デ措キマシテ其

○藤田四郎君 輸出法案ノ方デス

○委員長(伯爵川村鐵太郎君) マダ輸出法

○藤田四郎君 今ノハ輸出

○藤田四郎君 今ノハ輸出

○藤田四郎君 今ノハ輸出

ソレガ違ヒマスノト、輸出組合法案ノ方ハ聯合會ヲ認メテ居リマセヌカラ、此聯合會ニ關スル規定ガ全部無イ譯デアリマス、其外ハ大體同ジデアリマス

○藤田四郎君 此聯合會ハ無イト云フコトニゴザイマスガ、要リマスモイト私モ思ヒマスケレドモ、一應御尋ネシテ置カナケレバナラヌノハ、同ジ同業ニシマシテモ港ニ依テ組合ガ違フドラウト思ヒマス、ソレニ對シテ聯合會ハ先刻政府委員ノ御説明ノヤウナ點カラ見マス、或ハ必要デナイカト云フ觀念モ起ルノデアリマスガ、是ハドウ云フコトニナツテ居リマスカ

○政府委員(三土忠造君) 是ハ非常ニ數ガ少ウコザイマスカラシテ聯合會マデ認メヌデ宜カラウト思ヒマス、若シ共同ノ利益ノ爲ニ相談スル必要ガ生ズルヤウナコトガアリマシタラ、自然法律ニ據ラズニ勝手ニ集マンテヤッタラ宜カラウト思ヒマス、ソレデ聯合會ヲ認メテ居リマセヌ

○委員長(伯齋川村鐵太郎君) 藤田サン、是ハドウシマセウカ、全般ノ條文ニ付テ御質問ヲ願ヒマセウカ、又ハ逐條ニ行テ此分ダケヲ...

○藤田四郎君 一條カラ三條迄ヲ爲サイマシテ、其次ハ四條カラ五條マデハ、其次ハ五條カラ十二條マデト云フ風ニ爲サツタラ...

○委員長(伯齋川村鐵太郎君) ソレデハ一條カラ三條迄ヲ御質問願ヒタウコザイマス、輸出組合法ノ方ノ...

○藤田四郎君 産業組合等ニモ矢張り色ト、組合テ共同販賣スルトカ、共同ノ製造ヲスルト云フヤウナコトニ付テ、二號三號ノヤウナ制限モアルドラウト思ヒマスガ、是等ニ付テ法律ニ何カアリマセドゴザイマスカ

○政府委員(三土忠造君) 法律ト云フモノハドウ云フコトデ...

○藤田四郎君 詰リ弊害矯正ノ爲ニ取締ヲスルトカ、或ハ經營ニ付テノ制限ヲスルト云フヤウナコトガアル、斯ウ云フヤウナ風ナコトニ付テハ今度全ク新ニ出來タモノデアリマセウカ、要ルコトデアリマセウカ、是ハ從來斯ウ云フ種類ノ事業ニ付テ色ト、斯ウ云フ列記シタ種々ナ制限ヲシテ取締ルコトガアルノデゴザイマセウカ、又ハ今度新ナコトデアリマセウカ

○政府委員(三土忠造君) 新ナコトデアリマス、産業組合ニハサウ云フコトハアリマセヌ、重要輸出工業品組合法ノ方ニハ消極的ノ意味ニ於ケル斯ウ云フコトハアリマセヌ、ソレヲ擴充イタシマシタノデス...

○藤田四郎君 此第三條第一項ノ中ニモ、例ヘバ荷造ヲスルトカ、或ハ包裝料ヲサセルトカト云フヤウナコトニ付テ、共同シテ一定ノ品物ニスルト云フヤウナ方法ヲ取ルコトニ付テ、組合ガ世話スルト云フコトハ大變結構ナコトト思ヒマスガ、是ハ此費用ガ掛ルノデアリマスガ、其費用ト云フモノハ、六條ノ、マダ後ニナリマスガ、六條ノ方ニ依ルノデゴザイマセウカ、六條外ノ費用ニナルノデゴザイマセウカ

○政府委員(三土忠造君) 大體ニ於テ出資金ニ依テヤリマス

○藤田四郎君 ソレハ元ノ基礎ノ費用デゴザイマスガ、サウデナイ、是カラ掛リマセモノハ...

○政府委員(三土忠造君) 手数料ヲ取ル譯デアリマスガ

○藤田四郎君 手数料ハ第六條ト關係ナイノデスカ... 詰リ手数料ハ何レ取ラナケレバ、仕様ガナイト思ヒマスガ、取ルニ付テハ此法律ノドレニ依テ手数料ヲ取ルノデ

スカ、或ハ手数料ノコトハ省令デ定メテソレヲ許スト云フコトニデモスルノデスカ

○政府委員(三土忠造君) 法律デ規定シテ居リマスコトハ、分賦金ト出資金デアリマス、手数料ハ此以外デアリマシテ、ソレハ法律デ規定セズシテ、省令ニ依リマシテ、定款ニ定メシメテ之ヲ認可スル積リデアリマス

○藤田四郎君 ソレハソレデ分リマシタ、ソレデハ三條ハゴザイマセヌ

○委員長(伯齋川村鐵太郎君) 四條カラ五條マデ御質問ヲ御願シマス

○藤田四郎君 此五條ノ同一ノ地區ト云フノハ、行政地區ニ依ルノデアリマセウカ、ドウ云フ地區ニ依リマスカ...

○政府委員(三土忠造君) 是ハ行政地區ハ眼中ニ置イテ居マセヌノデアリマス、輸出商人ガ同業組合ヲ作ルニ便利ナ地域ヲ勝手ニ定款デ定メサスノデアリマス

○藤田四郎君 例ヘテ言ヘバ、瀬戸物ナラ瀬戸物ヲ輸出スルニ付テ、横濱ナラ横濱ト云フモノニ立テ、其場合ニ於テ特別ナ事情ト云フノハドウ云フ場合ヲ意味スルノデアリマスカ

○政府委員(三土忠造君) 是ハ具體的ニドウ云フ場合ガ起ルカト云フコトハ、ハッキリ考ヘテ居リマセヌケレドモ、或ル特殊ナ場合ガ起ルカモ知レヌト云フノデ、豫メ是ハ規定シテ居ル次第デアリマス

出來マスガ、其中デ特ニ或ル品物ハ特殊ナ關係ガアルカラト云フノデ、別箇ノ組合ヲ組織スルト云フコトガアルカモ知レマセヌ、同一地域デ大體輸出組合ト云ヘバ各種ノ品物ノ輸出組合員ガ皆一絡ニナツテ一ツノ組合ヲ組織スルノデアリマスガ、或ル品物ノ特別ナ組合ヲ組織スルト云フ場合ガアルト云フコトヲ豫想シテ居ルノデアリマス

○藤田四郎君 同一種類ノ品物... 物ニ依ルノデゴザイマセウ、是ハ...

○政府委員(三土忠造君) イヤ、工業品組合法ノ方ハ同一種類ニ依ルノデスガ、此輸出組合法ノ方ハ品物ハ見テ居ラヌノデアリマス、色ミノ物ヲ輸出スル輸出商人ガ一絡ニナツテヤル譯デアリマス

○藤田四郎君 サウスルト第一條ニ戻ルヤウデスガ重要輸出工業品組合法ト云フモノノ目的ハ、同一種類又ハ宛先ガ同一地區ヲ目的トスルト云フコトニナツテ、例ヘバ錫蘭ナラ錫蘭、新嘉坡ナラ新嘉坡宛ト云フモノノ時ニハ、ソレダケヤルト云フノデスカ、大體...

○政府委員(三土忠造君) サウ云フコトデアリマシテ、大體ハ其二ツニ分レテ居リマスガ、同一種類ノ輸出品ヲ目的トスルト云フ同業組合ト、同一市場ヲ目的トスルモノト兩方アル譯デアリマスガ、同一市場ヲ目的トスルモノガマア一ツノ組合ヲ組織シテ居ル、所ガ或ル品物ハ一ツ別箇ノ組合ヲ組織スル必要ガアルト云フ場合ニハ、第一條ノ目的ヲ、達スルニ必要ナ場合、主務大臣ガ適當ト認メマシテ時ニ二ツ以上ヲ許ススウ云フ意味デアリマス

○藤田四郎君 一條ニ二種類アル、其二種類ハ五條ノ本文ニ掛ル方デ、後ノ方ニハ掛カラナイデスナ、第一條ノ二種ノ組合ト云フモノハ同一種類ノ輸出ト、同一目的の

ノ方ノ輸出ト、此二ツハ五條ノ本文ニ入ル方ノモノデ、特別ノ事情ト云フモノハ起ラヌ譯ニナルノデハゴザイマセヌデセウカ、サウスルト或ハ人嫌ヒヨスルトカ何トカ云フコトガ、起テ來ルノデハナイデセウカ

○政府委員(三土忠造君) 同一種類ノ輸出品デゴザイマスネ、同一種類ノ輸出品ヲ取扱フモノハ一ツノ輸出組合ヲ組織スルト云フコトハ原則デアリマス、其同一種類ノ品物デモ或特殊ノ事情ニ依リマシテ二ツノ組合ヲ組織セヌケレバナラヌカモ知レナイ、例ヘバ支那、南洋、印度方面ニ絹織物ヲ向ケル人ト、亞米利加ニ向ケル人ハ丸キリ利害ガ違フト云フ場合ガ起ル、サウ云フ場合ニハ、但書ニ依テ同一ノ組合ヲ二ツ組織スルコトヲ許スト云フコトナシデス、其次ノモ矢張り、同一市場デアリマシテモ所ニ依テ、丸デ取扱フ物ガ違フ、燐寸ト絹織物ト違フト云フ場合ガ起ル、サウ云フ場合ニ同一一ツノ組合ガ原則デアリマスケレドモ、或特殊ナ品物ヲ同一市場ニ持テ行クモノデモ別ニ組合ヲ設ケルコトヲ認メル、斯ウ云フ意味デス

○藤田四郎君 マダチヨット了解シマセヌガ、第一條デ此同種類ノ輸出業者ト云フモノノ組合ガ出來ルコトト、同一市場ヲ目的トスル輸出品ノ組合ガ出來ルコトト表向キ認メテ居ル、是ハ特別事由ノ方ニハ入ラナイ、サウスルト特別事由ニ入ルト云フノハ矢張り人嫌ヒヨスル方ニナルト思ハレルヤウデスガ、目的ト種類ト二色ノモノハ表向キ本文デ出來ル、但書ノ方ヘハ入ラナイ、今ノ御説明ハ但書デナイ本文ノ方ト思タデス

○政府委員(三土忠造君) 第一條ハ二ツニ分レテ、最初ノ同一種類ノ重要輸出ヲ業トスル者ト云フモノガ同一區域ニ於テ一ツノ

組合ヲ組織スル、所ガ此場合ニ於テ此除外ト致シマシテ絹織物、絹織物ノ東洋向キト亞米利加向キト九キリ違フト云フ場合、サウ云フ場合ニハ但書ニ依テ同一區域内ニ同一種類、同ジ絹織物ヲ扱フ輸出商人デモ別個ノ組合ヲ組織スルコトガ出來ル、斯ウ云フコトナシデス

○藤田四郎君 ソレハ目的地ガ違フ  
○政府委員(三土忠造君) 目的地ハ違フガ第一條ノ初メノ同一種類ノ輸出品ノ輸出ヲ業トスルモノハ一ツデナケレバナラヌ譯デアリマス、原則トシテ：：所ガ同ジ種類ノ絹織物、一ツノ種類デアリマスケレドモ亞米利加向キト支那南洋ニ向キマス物トハ輸出狀況ガ違フ、資金其他色々ノ關係ガ違ヒマスカラ、別個ノ組合ヲ組織スル必要ガ起レバ但書ニ依テ：：  
○藤田四郎君 ソレハ本文デ行ケハセヌカト思フ

○政府委員(三土忠造君) 本文デハ行ケナイ譯デス  
○藤田四郎君 第一條デ兩方ノモノガ出來ルヤウニナシテ居ル  
○政府委員(三土忠造君) 兩方出來マスケ、第一條ノ規定ハ一方ハ品ヲ見、一方ハ輸出先ヲ見ルデス、ソコデ同一種類ノ品物ト云フト何處ヘ向ケルニ拘ラズ一ツノ組合ガ出來テ居ルト云フコトガ原則デス、次ノ方ハ同一市場、同一市場ヲ目的トシテ一ツノ組合デ行クト云フノガ原則デアリマス、ソレデ前ノ方デハ同ジ品物デアッテ向ケ方ニ依テ二ツノ組合ヲ組織セヌケレバナラヌ、第五條ノ方ハ同一市場デアッテ品物ニ依テ二ツ許シテ宜シイト云フ場合ガ起ルト云フ時分ニハ但書ニ依ル：：  
○藤田四郎君 矢張りソレハ本文デ宜シイト思フ、例ヘバ印度ニ向フノニモ是ダケノ

種類ハ甲ノ組合ヲ造ル、是ミノ種類ノ品物ニ付テハ乙ノ組合ト云フコトニナレバ本文デ支ヘナイヤウニ思フデスガ  
○政府委員(三土忠造君) ソレハ同一市場ト云フノハ品物ヲ見ナイ、各種ノ品物ヲ一絡ニシテ輸出組合ヲ組織スル、同一市場ヲ目的トスル場合ニハ：：ソレカラ同一種類ノ品物、是ハ同一種類ノ品物ヲ以テ組合ヲ組織スルノヲ原則トスルノデアリマスカラ：：  
○藤田四郎君 サウスルト同一市場ノ物ニ付テハ總テノ品物ガ一緒デナケレバナラヌト云フコトニナル  
○政府委員(三土忠造君) サウナンデス、例ヘバ南洋ノ市場デアリマシテモ、磁器鐵器モ行ケバ莫大小モ行ク燐寸モ行ク、玩具モ行ク、サウ云フモノデ一ツノ組合ヲ組織スル譯デアリマス、同ジ地方ニ對シテ：：  
○藤田四郎君 サウ云フ御解釋ナラバ宜シウゴザイマスガ、此法文デアリマスルトアトノ方ノ分ハ輸出ノ目的地ガ基礎ニナッテ居リマスノデ、必シモ一緒デナクモ、二ツデモ宜ササウニ思ヒマス、全部重要輸出品ガ寄ラナクテモ出來サウニ思ヒマスガ、五條ノ條文ニ依テサウ云フ御解釋トナサレバソレデ分ッテ居リマスカラ異論ハゴザイマセヌケレドモ：：  
○政府委員(三土忠造君) サウ云フ解釋デ、御話ノヤウナモノハ除外シテ行ク、斯ウ云フ積リデアリマス  
○藤田四郎君 ドウゾ次ヲ願ヒマス  
○委員長(伯爵川村鐵太郎君) 別ニ御質問ガナケレバ次ニ移リマス、六條ヨリ十二條マデ  
○藤田四郎君 十二條ハドウ云フ差ガゴザイマスカナ、何ト：：  
○政府委員(三土忠造君) 是ハ屢、御質問

ガアリマシタ三分ノ二ト過半數ノ違ヒデス  
○藤田四郎君 了解シマシタ、ドウゾ先キヲ：：  
○委員長(伯爵川村鐵太郎君) 十三條カラ十八條マデ  
○藤田四郎君 十八條ト云フモノハ工業組合ノ方ハ何條ニナッテ居リマス  
○政府委員(三土忠造君) 工業組合法ト同ジデゴザイマス  
○藤田四郎君 此六條ノ經費ノ一部ヲ組合員ニ分賦ト云フノハ、出資ト云フ意味ニナルノデスカ  
○政府委員(三土忠造君) 出資ノ外デゴザイマス、出資ヲ主ト致シマシテ其外ニ一部ヲ分賦スルコトヲ得、サウ云フ積リデアリマス

○藤田四郎君 思ヒ違ヒテ致シマシタ、サウスルト六條ノ組合員ノ分賦セラレル費用ト云フモノハ何ヲ標準トシテ分賦スルヤウニナリマスノデスカ、矢張り出資額ニ依ッテ分賦ニナリマスノデスカ  
○政府委員(三土忠造君) 是ハ出資額ト九キリ別箇ニ致シマシテ、總會デ決議シテ、其決議ニ依ッテヤリマス  
○藤田四郎君 均一ニデスカ  
○政府委員(三土忠造君) 總會ノ決議ニ依ッテ均一ニデモ、均一デナクテモ宜シイ  
○藤田四郎君 ドウ云フ場合ガ均一ニナリマスカ、手數料ノ方ハ皆別ニナリマスカ、ソレカラ出資額ハ何レ創立ノ時御定メニナルデセウ、其外ニ分賦金ヲ定メルト云フノハ總會デ決メルニ違ヒナイノデセウ、總會デ定款デ決メニヤナラヌデセウガ、ドウ云フヤウナ工合ニナルノデセウカ

○政府委員(三土忠造君) 出資額ハ先ヅ大體、力ニ依ッテ決メマスルガ、ソレモ併シ上ハ押ヘテアリマス、ソレカラ分賦額ノ方

ハ矢張り輸出品ノ取扱ノ總高ガ分テ居リ  
マスカラ、ソレニ依テ按分比例ニヤル、  
或ハ一口ハドレ位ニシテ、其何倍ヲ持ツト  
云フヤウナ工合ニ、總會デ決議ヲシテ、其  
カニ依テ出スト云フコトニナラウト思ヒ  
マス

○藤田四郎君 サウ致シマスルト、輸出額  
トカ、何トカ云フモノヲ標準ニシテ、又按  
分サレルト云フコトニナリマスルト、大キ  
ナ工業者ハ大變困ルト云フヤウナコトニナ  
ルノデアリマセヌカ、矢張りソレモ勅令デ  
デモ御定メニナルノデスカ

○政府委員(三土忠造君) 分賦金ハ大體ニ  
於テ海外ノ市場ノ調査トカ或ハ見本ヲ取寄  
セルトカ、色々極ク小サイ方ノコトニナル  
ト思ヒマス、其大キナ仕事ノ方ハ出資金ニ  
依テヤリマス

○藤田四郎君 其次ノ方ニ...  
○委員長(伯齋川村鐵太郎君) 十九條カラ  
二十九條マデ

○政府委員(三土忠造君) 大體同ジデアリ  
マス

○藤田四郎君 其次ヲ願ヒマス

○委員長(伯齋川村鐵太郎君) ソレデハ三  
十二條マデヲ... 御質問ガゴザイマセヌケ  
レバ...

○藤田四郎君 是モ大體同ジヤウデアリマ  
スカラ、先ヲ願ヒマス

○委員長(伯齋川村鐵太郎君) 後ノ全部ハ  
重要輸出品工業組合法案デ御質問ニナツタ  
コトト殆ド同ジコトデゴザイマセヌカ、別ニ  
御質問ゴザイマセヌカ

○藤田四郎君 逐條ノ質問ハ私ハ是デ終リ  
マシタ

○今井五介君 一寸私伺ヒタイノデスカ、  
此兩組合ガ實行サレルニ當テハ、幾多ノ  
恩典ガ之ニ伴フヤウニ伺テ居リマスガ、

例ハバ營業稅免除、所得稅免除、或ハ何ダ  
カ、印紙稅ヲドウトカト云フヤウナコトガ  
アリマスガ、ドンナノガ之ニ恩典ガ伴フノ  
カ、チヨット伺テ見タイト思ヒマス

○政府委員(三土忠造君) 登記ヲ致シマス  
ノニハ登録稅ガ要リマス、是モ解釋上行ケ  
ルト思ヒマスケレドモ、尙ホ明瞭ニスル積  
リデアリマス、免除スル積リデ今大藏省ト  
交渉シテ居リマス、ソレカラ印紙稅モサウ  
デアリマス、是ハ安クスルノデアリマス、  
個人ノ場合ト違テ、組合ノ場合ニハ安ク  
スル、印紙稅法ノ改正、是モ致ス積リデア  
リマス

○今井五介君 ソレカラ尙御尋イタシマス  
ガ、此運賃トカ其他何カサウ云フモノノ低  
減スルト云フコトノ御考ガ御有リデセウ  
カ、ソレモ伺テ見タイ

○政府委員(三土忠造君) ソレハ今考ヘテ  
居リマセヌ... 尙序ニ御參考ニ申上ゲテ置  
キマスガ、先刻御話ニアリマシタ所得稅及  
ビ營業稅ハ、此準用條文ニ依テ固ヨリ課セ  
ナイコトニナリマス、產業組合法ノ第六條  
ヲ準用ストアリマス、產業組合ノ第六條ニ  
ハ「產業組合ニ營業稅所得稅ヲ課セス」ト  
アリマス、之ヲ準用シマスカラ、此法律ニ  
依テ所得稅營業稅ハ課セヌコトニナリマス

○今井五介君 尙チヨット伺テ置キタイ  
コトハ、此組合員ニ加ハルノハ品物デア  
テ、製品ヲ主ニシテ、資本ニ依ラズト云フ  
ヤウナ御話デアリマスガ、サウ致シマス、  
カノアル人、即チ資本ノ豊富ナル人ガ此組  
合ニ加ハリマシテ、此幾多ノ恩典ニ與カル  
ヤウニナリマスルト、或ル場合ニハ今マデ  
ノ既設ノ株式會社ヲ解散シテ、個人ニナ  
テ之ニ加ハルト云フヤウナコトガ行ハレセ  
ヌカト云フコトノ杞憂ヲ持チマスガ、其邊  
ハドウ云フモノデアリマスガ

○政府委員(三土忠造君) 株式會社ハ株式  
會社ノ儘組合ニ入レル譯デアリマス、解  
散スル必要ハアルマイト思ヒマス

○今井五介君 サウデスカ、全部個人デモ、  
株式會社デモ、全部加ハルコトガ出來ル...

○政府委員(三土忠造君) ハイ

○藤田四郎君 同僚ノ人カラモ質問ガア  
ル、ソレヲ併セテ御尋スルノデアリマスガ、  
此組合ノ出資額ト云フモノガアツテ、其出  
資額ニ依テ組合ノ事務所ナリ、其他必要ナ  
ル施設ヲナス、ソレカラ分賦金ト云フモノ  
ニ依テ新ナル調査トカ、新ナル仕事ヲスル  
ト云フヤウナコトハ、是ハ總會ナリデ何レ  
致スノデアリマセウガ、經常費ヲ分賦金カ  
ラ取ルト云フヤウナコトハ、無イノデセウ  
カ、出資額デソレヲヤツテ行クノデアリマセ  
ウカ、或ハ又手数料ト云フモノヲ取ツテ、  
其手数料ノ中デ、經費ノ中ノ重ナルモノヲ  
支出シテ行クノデスカ、分賦金ト云フモノ  
ハ新ナル事業ヲシナケレバ要ラヌモノデア  
ルカ、或ハ新ナル事業ヲセヌデモ、組合デ  
定メタコトノ爲ニデモ、毎年幾分ツ、デモ  
取立テ、行カナケレバ、維持ガ出來ヌト云  
フコトニナリマスカ、出資額ト云フモノノ  
利息ナリデ維持ヲシテ行クコトガ出來ルノ  
デアリマスガ

○政府委員(三土忠造君) 大體ハ出資金デ  
以テ維持ヲシテ行ク、手数料モ共同販賣ト  
カ共同施設ヲ致シマス場合ニ、共同加工ヲ  
スルト云フヤウナ時分ニハ、手数料ヲ取り  
マス、ソレカラ分賦金ト云フ方ハ極ク例外  
ノ場合デアリマシテ、極ク特殊ナ仕事ヲス  
ル場合ニ取ルト云フ積リデアリマス

○中村是公君 サウスルト何デゴザイマス  
カ、出資金ノ事業ト、分賦金ノ事業ト云フ  
モノハ同一ノ場合モアリ得ルノデアリマス

カ、出資金ノ使途ト、ソレカラ分賦金ノ使  
途ヲ御尋ネニナツタラウト思フノデア  
リマスガ...

○政府委員(三土忠造君) 同一ノ場合ガア  
リ得ルノデアリマス、出資金ノ中デ海外ノ  
市場ノ調査ヲヤル、少シ金ガ足ラヌカラ、  
其足シ前ニ分賦金ヲ課スルト云フヤウナコ  
トガ起ラウト思ヒマス

○中村是公君 サウスルト、分賦ト云フモ  
ノヲ別ニ設ケテ置ク必要ガアリマスガ、經  
費ノ一部分ニナルノデアリマセウ

○政府委員(三土忠造君) 出資ハ出シ放シ  
デアリマスカラ、ソレデ金ガ足ラヌト云フ  
場合、別ノ仕事ヲシヤウト云フ場合、サウ  
云フ場合ニ分賦金ヲ課スノデアリマス

○中村是公君 足ラナイ場合ノミニ課スノ  
デアリマスガ

○政府委員(三土忠造君) サウデゴザイマ  
ス、大體例外ノ積リデアリマス

○藤田四郎君 例ハバ其組合ノ世話人ヲ置  
カナケレバナラヌ、理事見タヤウナ者  
ヲ... サウ云フ者ニ縱令特別ナ給料ハヤラ  
ヌニシテモ、手當ヲヤラナケレバナラヌ、  
或ハ種々官廳トノ往復トカ、種々掛合ヲス  
ルトカ、總テノ組合員ヘノ通知トカ、種々  
ノ仕事ヲセヌケレバナラヌ、從テ書記ヲ置  
クヤウナコトモアルソレヲノ費用ハ矢張り  
幾分カ分賦金カラ出スヤウナ... 手数料デ  
モ納マレバ宜ウゴザイマセヌケレドモ、納マ  
ラナイ組合モアル、サウ云フモノハ矢張り  
分賦金デモ取ルトカ、出資額ノ利息ガアレ  
バ宜シウゴザイマセヌケレドモ、ナカ... 出  
資額ハ初メソソナモノノ用途意セヌ、或ル初  
メノ當初ノ設計ダケヨリ出サヌ、ソレ等ニ  
付テノ考ヲ今中村君ハ御尋ネニナツタノダ  
ラウト思ヒマス

○政府委員(三土忠造君) 大體此組合ガ半

パ營利デアリマシテ半パ公益ト云フコトデアリマスカラ、ソコデ營業ニ屬スル方ノ費用ハ分賦金ニ依ラズ、出資金ニ依ッテヤル、ソレデ公益ノ性質ヲ帯ビテ居ルモノデアルトカ、サウ云フモノノ共同ノ公益ノ費用ノ性質ヲ帯ビテ居ルモノハ分賦金デヤル、經常費ノ人件費ト云フヤウナモノハ無論出資金デヤラセル積リデゴザイマス

○中村是公君 サウスルト臨時費ト見テ宜イ譯デスカネ

○政府委員(三土忠造君) 先ヅサウ見テ宜シウゴザイマス

○藤田四郎君 サウシマズルト、總テ此出資額ト云フモノハ餘程多ク出サヌナラヌト云フヤウナコトニナリハシマセヌカ、維持費トイフモノヲソレカラ出スト云フト……

○政府委員(三土忠造君) 事業ノ性質ニ依リマスケレドモ、或ルモノニ依リマシタラ相當巨額ノ出資ヲ要スルト思ヒマス

○藤田四郎君 手數料デ行クノハ宜ウゴザンセウケレドモ、手數料デ行ケナイト困ル、矢張り一定ノ分賦金ヲ取ルコトガ必要ナ場合モ起ルデセウナ、初メカラ金ヲ澤山積ンデ其利息デト云フコトハ、チヨットムヅカシイ話デスカラ……

○政府委員(三土忠造君) ソレカラ又臨時ニデスナ、工業組合ノ方ナド臨時ニ此共同設備ヲスルト云フヤウナ場合ニ、ドウシテモ借入金ヲシナケレバナラヌ、此借入金ニ對シテ特別銀行ガ借入ノ途ヲ立テ、ヤル……

○藤田四郎君 金融ノコトハ後トデ御尋ネシヤウト思フノデスガ、今出マシタカラ……サウ云フヤウニ矢張り組合ニ或ル程度マデ貸スト云フヤウナ方法ガアルノデスカ

○政府委員(三土忠造君) ドウシテモノコ

ヘ行カケバイケマイト思フ、大體ハ自立自營デヤラス、ガドウシテモ困タ……固定スル金ナドガ必要ナ場合ニハ特別銀行カラ貸ス途ヲ開カニヤナルマイト思ウテ居リマス

○委員長(伯齋川村鐵太郎君) 輸出法案……此兩案ニ付テ別ニ御質問ハゴザイマセヌカ

○藤田四郎君 逐條ニハ質問ゴザイマヒヌカ

○委員長(伯齋川村鐵太郎君) ソレデハ之ヲ議題ニ供シマシテ、御意見ガ御アリニナレバ此際御述べテ願ヒマス、兩案ニ付テ……

○男爵東郷安君 便宜上兩法案ニ付テ私ハ此際意見ヲ述べテイト考ヘマス、御許シテ願ヒマス、少シク餘計ナコトノヤウデアリマスケレドモ、週シテ國際貿易ノ根本原則カラ私ハ出發シテ自分ノ議論ヲ進メテ見タイト思フノデアリマス、勿論貿易ト云フモノハ有無相通ズル原則カラシテ出發イタシテ居ルノデアリマスガ、不幸ニシテ我國ノ如キ、天然資源ノ缺乏シテ居ル國柄デアツテ、而モ國民性カラ又種々ナル沿革カラ、大工業組織上云フトニ付テハ極メテ不利ナル立場ニナツテ居ル、寧ロ手先ノ働キニ屬スル

中規模ノ工業又ハ家内工業ニ特色ヲ有テ居ルヤウナ國柄ニ於テハ、現在ノ歐米ヲ相手トシテ輸出貿易ヲ振興サセルト云フコトハ甚ダ困難ナル地位ニ立テ居ルト云フコトハ、私ノ國民トシテ常ニ遺憾ニ思フテ居ル所デアリマス、今現在我國デ輸出品トシテ稍、目ボシキ物ヲ舉ゲテ見マスラバ綿絲物、絹絲物、布帛製品、「メリヤス」、機械、時計、理化學機、醫療機、燐寸及軸木、陶磁器、硝子製品、護謄製品、石鹼、紙及紙製品、漆器、染料、顔料及塗料、「セルロ

イド」製台、皮革及皮革製品、植物油、工業用藥品、眞田、「ブラシユ」、鉛、玩具、罐詰及罐詰、玻璃鐵器、帽子、花冠及野草冠、鉛筆、大體此様ナ種類ノ物デアリマシテ、之ヲ通覽イタシテ見マシテ、如何ニ我國ノ輸出品ト稱セラルルモノハ貧弱デアリ、其數量ニ於テモ品質ニ於テモ極メテ憫レムベキモノデアルト云フコトガ分ルノデアリマス、之ヲ先程申上ゲマシタ通りニ歐米ノ機械等ヲ以テ大資本組織ニ依ル大量生産ヲスル所ノ世界ノ貨物ニ比ベマス、到底我國ハ國際貿易上不利ナル地位ニ立タナケレバナラナイノデアリマス、ノミナラズ最近我國……此議會ニ於キマシテ屢、各種ノ質問ニ對シテ、政府ハ、農工商何レヲ先トシ何レヲ後トスルカト云フ質問ガアリマシタニ對シテ、立場上已ムヲ得ナイトハ申シナガラ、是ハ並立主義デ行クト云フコトヲ言ハレテ居リマスガ、若シ假ニサウ云フヤウナ主義デ行カレルナラバ、益、我國ノ國際貿易上ノ特徴ト云フモノハ失ハレテ行クモノダラウト思フ、從テ我國ノ輸出貿易ノ將來ト致シマシテ、餘ホド茲ニ考ヘナケレバナラヌノハ、此國際競争場裡ニ、即チ經濟戰ニ、如何ニ我ノ特徴ヲ利用シテ優秀ナル地位ニ立ツベキカト云フコトハ、相手方ノ特徴以外ノモノニ立ツテ考ヘナケレバナラヌ、即チ寧ロ家内工業ニ屬スルヤウナ種類ノ、手先ノ仕事ノ方ガ或ハ有利デハナカラウカ、金高ニ於テ上ラナクテモ、又分量ニ於テ多數ヲ達セズトモ、或ハサウ云フヤウナ事ノ方ガ將來善クハナイカト云フコトマデ考ヘテ居ル說モアルノデアリマス、私ハ此點ハ當局ニ於テ、又官民ヲ通ジテマダ十分ニ此點ニ付テ肚ガ決マテ居ラナイノヂヤナイカ、唯成行ニ委シテ居ルヤウナ傾ガアルノデハナイカト思フテ居リマスガ、此點ニ付テ此

機會ニ私ハ特ニ當局ノ御留意ヲ煩ハシタイト思フノデアリマス、ソレカラ最近ニ於キマシテ我國ノ輸出貿易ガ何故振ハナイカト云フ根本ノ問題ハ、品質ノ粗惡ト價格ノ不廉、此二點デアアルノデアル、ソレデ言葉ヲ換ヘテ申シマスラバ、輸出品ノ多クハ中小規模ノ工業組織ニ依ッテ生産サレテ居ルモノデアリマスカラ、第一ニ生産品ノ品質ノ統一ヲ缺イテ居ル、ソレカラ第二ニハ生産組織ガ頗ル薄弱デアリマスカラシテ、其製品ノ信用ヲ維持スルト云フヨリハ、寧ロ資金ノ遺繰算段ニ没頭シテ居リマス結果、假令信用ヲ害スルト云フコトガ明カデアリマシテモ、ツヒ種々ナル誘惑ニ打勝テ折角苦心シテ得タ市場モ、同胞ノ共喰ヒノ爲ニ之ヲ失フト云フヤウナコトガ種々アル、又國內ノ諸物價ガ餘リニ不廉デアツテ、殊ニ日常生活品ノ價格引下ニ對スル從來ノ政府ノ施設ナリ官民ノ努力ガ頗ル不成功ニ終テ居リマス、結果、今日ノ國內ノ勞銀ト云フモノハ頗ル高く、資金ノ缺乏、從テ、金利高ト云フコトニ依ッテ、ドウシテモ輸出ト云フモノハ根本的ニ出ヤウ善ガ無イト云フヤウナコトデアリマス、所ヘ持ッテ來テ先ヅ此二ツノ案ヲ政府ガ提唱サレマシテ、今回新内閣ガ新シイ産業政策ノ一ツト云フコトヲ御掲ゲニナツテ居ルノデアリマスルガ、此兩案ヲ通ジテ見マシテモ、種々ナ困難、又缺陷ガ我國ノ産業組織ノ上ニアニ於テハ、其根本義ニ觸レテ居ラナイ所ガ多クアル、唯此兩案ニ於テ僅カニ具體的ニ政府ガ目的トセラレテ居リマス所ハ、第一ハ營業ニ關スル共同施設、第二ハ營業上ノ弊害ヲ矯正スル取締、第三ニハ海外ノ



新販路開拓、營業上ノ指導研究、是ダケニ止マテ居ラテ、頗ル消極的ナ御計畫デアルト思ヒマス、先般來當委員會ニ於キマシテ、屢、各位ヨリ御議論ガ出マシタ通り、是ダケハ私ハ佛ヲ作テ魂ヲ入レナイモノデハナカラウカ、寧ロ此前提ト致シマシテ、此中小工業者ノ結束力ヲ固メ、若クハ進シテ其組合ヲ利用スル爲ニハ、ドウシテモ資金ノ運用ニ對シテ、相當ノ便宜ヲ與ヘテヤラナケレバナラヌト考ヘルコトハ、是ハ物ノ當然デハナカラウカト思フ、現ニ此兩法案ヲ政府ガ御發表ニナリマス前ニ、輸出業者邊リハ少クトモ相當ノ低利資金ト云フモノノ融通ガ得ラレテ、共同施設ヲ援助セラレルトデアルト解シテ居ラテ、一向サウ云フ風ナ旨イ話モナイ、僅ニ唯今御話ニナリマス通り、税制ノ上ニ於テ相當ノ免稅ガ與ヘラレルト云フ位ノモノデアッテ、又今後尙爲替等ニ付テハ幾分便宜ヲ與ヘテヤラウト云フヤウナ御考デアアル程度ノコト位デアアル、デ政府委員ヨリモ御説明ニナリマシタ通り、中小工業者ガ假令結束シテ組合ヲ拵ヘレバトテ、其資金ナリ規模ト云フモノハ何レモ貧弱デアッテ、適當ニ完全ナル所ノ共同施設ヲ實行シ得ルト云フコトハ頗ル疑問デアルト私ハ思フノデアリマス、例ヘテ申セバ製品検査ノ如キ、是等ヲ徹底的ニ勵行シヤウトシマスレバ、多額ノ費用ト努力ヲ要スルコトハ勿論デアリマスガ、是ハ果シテ小規模、貧弱ナル所ノ組合ガ能ク堪ヘ得ル所デアリマセウカドウカ、私ハ頗ル之ヲ疑問トスル、又委託販賣ノ場合ニ於テモサウデアリマス、製品ノ値下ガリ、若クハ爲替ノ低落ト云フヤウナ困難ナル事情ニ遭遇シテ、組合ガ損失ヲ醸サナケレバナラヌ、委託者ノ資力ガ極メテ貧弱デアッタナラバ、苦情

ナシニ圓滿ニ此目的ガ達セラレカドウカ、是ハ見易キ道理デアアルシ、又屢、起リ得ル事柄ト思フ、特ニ其組合ガ小サケレバ小サイ程有カテ指導者ヲ得ヤウトスルモノデアアルニ拘ラズ、ナカノサウ云フヤウナ場合ニ於テ良キ指導者ヲ得ルコトガ出來ナイト云フコトモ、是亦考ヘナケレバナラヌコトデアアル、殊ニ此中小工業者ト云フモノノ團體ハ、直接ニ商取引上ノ利害得失ニ關係ヲ持テ居リマスルカラシテ、我利一片ノ中以下ノ小工業者ニ對シテ、共存共榮ト云フコトヲ期待スルコトハ、是亦頗ル無理ナ話デハナカラウカト思フノデアリマス、デ只今申上ゲマシタ通りニ中小工業者ノミノ團體ト云フモノハ、即チ資力信用ガ第一デアッテ、堅實ナル仕事ヲシテ居ル輸出業者ト云フモノハ、敢テ組合組織ニ依ル必要ハ認メナイノデアリマスルカラ、政府委員ガ御説明ニナリマシタ通り、此法案ノ主タル目的ハ、中小工業者ニ限ラレルヤウナ結果ニナリマスルカラシテ、從テ是等ノ集合體ト云フモノハ、必シモ豊カナル所ノ資力ヲ融通スルコトハ出來ナイト云フ結果ニナルノミナラズ、此組合ト云フモノハ、殊ニ日本ニ於ケル過去ノ沿革ニ於テ組合ト云フモノハ其性質上、其活動ガ極メテ緩慢ニナリ勝ノモノデアアル、又只今申シマシタ通り此組合ヲ善用シヤウト思フナラバ其中心人物トナル組合長ノ手腕ニ俟ツ所ガ非常ニ大キイニモ拘ラズ、資力薄弱ナル所ノ組合ニハ、容易ニ是等ノ善良ナル人物ヲ得ルコトハ出來ナイ、若シ人物ガ假ニ得ラレルニシテ所デ、其人物ガ手腕ヲ振フ所ノ餘地ハ頗ル乏シイト云フコトニナル、種々利害關係ガ錯雜シマスカラシテ、組合長ガツヒ種々躊躇逡巡シナケレバナラヌヤウナ事情モアルノデ、現ニ是ハ例ハ少シク大キ過

ギマスケレドモ、戰時中亞米利加ニ於テ「ウォー、ファイナンス、コーポレーション」ト云フ輸出組合ノ大キナモノガ出來タノデ、其當時約五億弗ノ巨費ヲ擁シテ頻リニ外國市場ノ開拓ニ從事シタノデアリマスルガ、其「チエアーマン」ニナッタ者ハ、自分ガ若シ無事ニ其「チエアーマン」ノ椅子ヲ勤メ上ゲルナラバ、自己ノ政治上ノ地位ヲ進メル爲ニハ非常ニ都合ガ宜イノデ、過チナカラムガ爲ニ、積極的ニ仕事ヲスルト云フコトヲ免角控ヘ、萬事消極的ニ出テ、返スルモ過失ノナカラムコトヲ希望シタ爲ニ、遂ニ亞米利加ノ其仕事ハ良好ナル成績ヲ見ナカッタト云フコトガアル、是ハ私ハ事柄ナリ規模ナリニ於テハ、大小ノ區別ガアルニシテモ、此際大イニ考ヘナケレバナラヌコトデハナイカト思フ、併シ假令政府ガ非常ニ今後力ヲ入レラレテ、長期ノ低利資金ヲ融通シ、輸出ノ擴張ヲ圖ラレマシテモ、ソレガ私ハ今後絶對ニ兩法案ノ活用ノ爲ニ好結果ヲ齎スモノトハ信ジナイノデ、即チ若シ假令長期低利ノ資金ヲ使用スルコトガ出來ルヤウニナッタトシマスルナラバ、其輸出來業者等ハ實際ノ事業ノ如何ニ拘ラズ、其「ストック」ヲ外國市場ニ送テ置クコトガ出來マスカラ、外國市場ニ於テハ、即チ買方ノ方カラ見マスルト云フト、幾分手控ヘテシテ買フコトガ出來ル、從テ市場ト云フモノハ其爲ニ壓迫セラレルト云フコトノ結果ニナル、是ハ極ク見易キ實例ガアルノデアリマス、恰モ紐若クハ横濱ニ生絲ノ在荷ガ多イト云フダケデ以テ、亞米利加ノ絹業者ハ買控ヘテシ、在荷ハ下押シヲスル有様デアアル、又資金ノ融通ヲ得テ方ノ小工業者ト云フモノハ、大イニ賣ラムトシテ生産ヲ勵ミマシタ結果、生産ハ一時増シ、輸出モ之ニ伴テ増シマスケレドモ前申シマシ

タヤウニ「ストック」ガ外國ニアルカラ結局生産過剩ト云フコトニナッテ終局ニ於テハ輸出スルコトハ出來ズ、萎縮スルト云フ結果ニナリマスカラ必ズ長期資金ニ依ッテ信用ヲ増サシムルコトガ此兩法案ノ運用ヲ圓滿ナラシムルモノト私ハ思ハヌノデアリマス、此點ハ特ニ御留意ヲ願ッテ置クノデアリマス、サウシテ見マスナラバ餘リニ資金ヲ融通シ、便宜ヲ與ヘルコトモ又考ヘモノデアルト云フコトニナッテ來マス、更ニ今度退イテ段々考ヘテ見マスルト、結局輸出貿易獎勵ト云フコトハ、内地ノ生産費ヲ引下ゲテ、即チ勞銀ノ引下ゲ、又更ニ根本ニ申シマスレバ一般物價ノ引下ゲヲ計畫スル、而シテ國情ニ合シタ輸出品ノ獎勵ト云フモノヲスルト云フコトニ歸著スル、今回ハ極メテ簡單ナモノニナッテシマフデハナカラウカト思フノデアアル、デアリマスカラシテ、此法案ノ如キ消極的ニ輸出ノ獎勵ヲ爲サルト云フコトハ誠ニ結構ナコトデアリマスケレドモ、段々其末ヲ考ヘテ見マス、唯今縷々申上ゲマス通り矢張り是ハ運用上ニ於テ考究ヲ要スル問題デアアル、偏ニ今後本案成立後ニ於ケル當局ノ手腕ニ俟チ、又官民ノ協力ニ期待スル外ハナイノデアリマス、唯最後ニ私ハ尙附加ヘテ申上ゲテ置キタイノハ、一體此政府ハ輸出ヲ獎勵スルト云フヤウナ大看板ヲ掲ゲテ此兩案ヲ提出サレタコトガ、果シテ日本ノ輸出貿易ノ爲ニ好イ結果ヲ來スカドウカト云フコトニ付テ疑ナキヲ得ナイ、御承知ノ通り國際間ノ貿易即チ經濟戰ニ於テハ、極メテ「デリケート」デアアル、日本政府ガ或ル特殊ノ方法ヲ殊ノ組合ヲ拵ヘテ、特ニ輸出貿易ノ援助ヲスルト云フコトハ、必シモ外國市場ニ對シテ好イ影響ヲ與ヘルモノデナイ、恰モ我國外交ニ於テ、過去ニ於テ情報局ヲ設ケ、我

國ノコトヲ宣傳スル如クニ聲明シ、サウ云フモノヲ設ケタ爲ニ一向其仕事ト云フモノハ抄ラヌ現狀ニ於テアルガ如クニ、輸出貿易ヲ大イニ獎勵スルトカ、若クハ關稅ヲ引上ゲルト云フコトハ却テ結果トシテ「マイナス」ノ現象ヲ生ズルコトヲ特ニ私ハ御注意ヲ願ヒタイ、大體ニ於テ將來ノ運用其宜シキヲ得ルト云フコトヲ期待シテ、本兩案ニ對シテ賛成ノ意ヲ表シテ置キタイト思ヒマス

○藤田四郎君 唯今東郷男爵カラ輸出貿易ニ付テ縷々御意見ヲ述ベラレマシタガ、大體ニ於テ私モ同感デ、御意見ニ餘リ違フコトモアリマセヌ、本案ハ政府デ種々御苦心ノ上デ出來タコトデアリマスシ、尙ホ衆議院ニ於テモ段々質問モアリ、大藏大臣モ出テ縷々御説明ニモナッテ居リマス、稍、安心モ致シマスルガ、此實行ニ於キマシテハ、兎モ角モナカク、長期ノ貸付デ、品物ガドンドンアチラヘ出ルト云フヤウナコトマデニ行カウトハ思ヒマセヌケレドモ、併シ經濟界ノ狀況ニ依テハサウ云フコトモ無イトモ限ラヌデアリマスガ、兎モ角モ粗製濫造ヲ防ギ、商人ニ對スル信用ヲ厚クスル爲ニ、斯ウ云フ事ヲスルト云フコトハ至極結構デアリマスカラ、之ヲ十分政府ニ於テ監督セラレ、且ツ金融ニ付テ兩組合ニ對シテ努メテ便宜ヲ與ヘラレンコトヲ、御盡力ヲ願フコトヲ請ヒマシテ、此兩案ニ賛成致シマス

○今井五介君 此ハ此兩案ハ至極時宜ニ適シタコトト思ヒマスガ、唯今兩君ヨリ御話ガアリマシテ、私ノ申上ゲル所ハ無イノデアリマスガ、唯其檢査ノコトデアリマスガ、既往ノ例ニ徴シマシテモ、其檢査ガ甚ダ權威ノ無イ檢査ニ流レマシテ、又海外ニ送ラレタル品物ガ豫期ノ信用ヲ博スルコトガ出

來ナイト云フコトガ往々有リマスノデアリマス 既ニ唯今ハ富士絹ガ海外ニ非常ニ需要ガ起リマシテ、今ヤ富士絹時代デアルト申シテ宜シイノデアリマス、其好況ナル反面ニ於テモ既ニ粗製濫造ニ陥リツ、アルノデアリマシテ 既ニ其苦情ガ各方面ヨリ窺ヒ知ルコトガ出來ルノデアリマス、是等カラ見マシテモ、我國ノ製造工業者ハ兎角此好況ノ場合ニ粗製濫造ニ流ルルノ弊ガアルカラ、ドウカ檢査ハ御監督ヲ十分ニ願ヒマシテ、此兩案ノ精神ヲ徹底スルヤウニ一ツ私ハ希望ヲ申上ゲタイト思フノデアリマス、茲デ申上ゲテハ如何デアリマスガ、丁度富士絹ガ今ヤ粗製濫造ニ陥ラムスルコトヲ是非至急一ツ當業者ニ御注意ヲ與ヘラレムコトヲ私ハ希望致シマス、本案ニ付テハ私ハ賛成ヲ申上ゲマス

○委員長(伯爵川村鐵太郎君) 唯今御贊成ノ意見ダケデアリマスガ、別ニ反對ノ意見ガ無イトスルト、之ヲ可決シテ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○委員長(伯爵川村鐵太郎君) ソレデヤ之ヲ可決シタモノト委員長ハ承知致シマス、左様決定致シマス

午前十一時三十九分散會

出席者左ノ如シ

- 委員長 伯爵川村鐵太郎君
- 副委員長 藤田 四郎君

委員

- 中村 是公君
- 男爵東郷 安君
- 馬越 恭平君
- 今井 五介君

政府委員

- 農商務政務次官 三土 忠造君